

# 人権擁護委員

新任に中島三枝子さん 朝倉美代子さん 小宮山広幸さん  
再任に島田秀一さん

任期満了に伴い、町長が推薦した中島三枝子さん、朝倉美代子さん、小宮山広幸さんが町議会の同意を得て、1月1日付けで人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。

中島さんは、平成31年から2期（6年間）ご尽力いただいた竹内琴美さんの後任、朝倉さんは、平成27年から3期（9年3カ月間）ご尽力いただいた小林晴茂さんの後任、小宮山さんは、令和4年から1期（3年間）ご尽力いただいた前沢栄子さんの後任となります。また、島田秀一さんは再任されました。

町には、右記の6名の人権擁護委員が、人権に関する悩みなどの相談に応じています。また、法務局では、さまざまな人権問題について専用電話を設置し、人権擁護委員が中心となって相談を受付けています。

相談は無料で、秘密は堅く守られますのでご利用ください。

- ・みんなの人権 110番 ☎0570-003-110
- ・こどもの人権 110番 ☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

## 坂城町の人権擁護委員

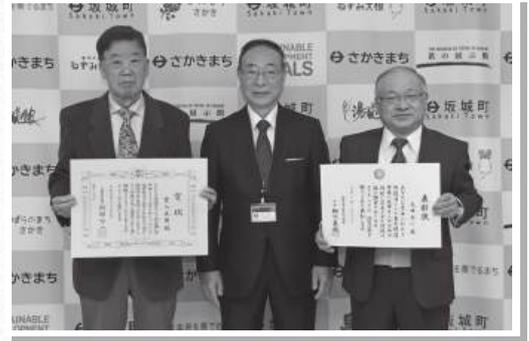
長谷川明美 委員（南条）  
島田 秀一 委員（中之条）  
中島三枝子 委員（中之条）  
田原 茂樹 委員（坂城）  
小宮山広幸 委員（坂城）  
朝倉美代子 委員（村上）

◎問い合わせ先 企画政策課人権・男女共生係（隣保館内） ☎82-6603

## 保護司の宮入さんと島田さんが表彰されました

保護司として保護観察や犯罪予防活動などの更生保護活動に長年尽力されている功績がたたえられ、宮入正男さんが長野県知事から、島田秀一さんが関東地方保護司連盟会長から表彰されました。

宮入さんは平成23年から、島田さんは平成30年から保護司として活動されています。おふたりを含め、町内には7名の保護司がおり、坂城町更生保護女性会をはじめ、関係する団体とともにリーフレット等を配布して犯罪予防啓発を行ったり、福祉施設で社会貢献活動を実施するなど、広く活動しています。



保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、無報酬で、おもに次のような活動を行っています。

### 保護観察

犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

### 生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整えるものです。

### 犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間などの機会を通じて、「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。

これらの活動は、地域の中で行われることから、犯罪や非行をした人を取り巻く地域社会の事情をよく理解した上で行っていくことが大切であるため、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じている民間のボランティアである保護司が、保護観察官と協働して更生保護活動の一翼を担っています。